

【手数料をバーコード付き申請書で支払う場合】
電気工事業を始めるときの申請

1 事業として電気工事を行うためには電気工事業の登録が必要です。

電気工事士の資格を有する方であっても、事業として電気工事を行うためには、電気工事業者の登録が必要です。

2 手続に必要な書類

書類	部数	備考
登録電気工事業者登録申請書(様式第1)	1	※押印は不要です。
手数料の支払後に受け取った「控1」の印字があるレシート	1	支払場所で受け取った「控1」のレシートを申請書の裏側に貼り付けてください。 (詳細は下記3を参照)
誓約書	各1	※押印は不要です。 ① 法人の場合 には、法人としての誓約書と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ② 個人事業の場合 には、事業者の代表者と主任電気工事士の誓約書を提出してください。 ※ただし、 法人の代表者または個人事業の代表者が主任電気工事士を兼任する場合は、主任電気工事士の誓約書は不要 です。
主任電気工事士の雇用証明書	1	※押印は不要です。 事業者の代表者が主任電気工事士である場合には、提出は不要 です。
主任電気工事士の実務経験証明書	1	※証明者(雇用主等)の押印が必要です。 主任電気工事士が第二種電気工事士である場合に提出してください(第一種の場合は提出不要) 。 鳥取県知事以外の登録等を受けた事業者が証明する場合は、電気工事業に関する登録証などの写しを添付してください。
主任電気工事士免状の写し	1	第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、法定講習の受講記録の面の写しも併せて提出してください。
登記事項証明書(法人登記簿謄本)	1	法人である場合に提出してください。 個人事業の場合には提出は不要 です。
備付器具調書	1	取り扱う工種(一般用電気工作物のみの場合、自家用電気工作物も取り扱う場合)により必要な機器が異なりますので、調書の注釈の記載を参考に作成してください。

3 手数料

22,000円(申請書に印刷されたバーコードを支払場所に提示して納付してください。)

- バーコード付き申請書は、県ホームページ「電気工事業に関する申請・届出」からダウンロードできます。
- バーコードが印刷された申請書を次の県機関の支払場所(営業時間：平日午前9時～午後5時)に提示して現金、電子マネー、クレジットカードにより手数料を納付してください。

鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店(鳥取市東町一丁目220)

中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会（倉吉市東巖城町2）

西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会（米子市糺町一丁目160）

○納付後に受け取った「控1」の印字があるレシート（例1）を申請書の裏面に貼り付けてください。（レジ故障時は、納付後に受け取った「県提出用」の印字及び領収印がある領収証書（例2）を貼り付け）

<例1>

鳥取県

申請手続完了まで保管して下さい。「控1」の記載があるものを県に提出して下さい。

控1

2021年9月15日(水) 14時22分

人数 1人
一般旅券10年
2100060102008
¥2,000 4通 8,000
<小計> ¥8,000
<合計> ¥8,000
現金 ¥8,000

お預り ¥10,000
お釣り ¥2,000

1 担当者

伝票NO:000004 SEQNO:00000004
T-00001-01

<例2>

鳥取県手数料等領収証書 (県提出用)

鳥取県手数料等領収証書 (県提出用)

バーコード番号

件数	件
金額	円

上記のとおり領収しました。

年月日

<決済種別>

現金
 クレジットカード
 電子マネー
 コード決済

領収印

<注意事項>

- ・その年度に発行された申請書はその年度内（3月31日まで）しか使用できません。4月1日以降に支払う場合は新年度の申請書を使用してください。
- ・県収入証紙は令和3年9月30日に廃止となりますが、令和4年3月31日までに県消防防災課に提出するか、郵送の場合は同日までの消印となる申請には県収入証紙を使用できます。（詳細は下記申請先に相談ください。）
- ・使用予定がない県収入証紙は、令和8年9月30日までに還付請求をしていただくことにより、県からご指定の口座に返還します。ただし、返還する金額は、証紙額面から手数料3.3%を控除した金額となります。手続の詳細は以下の県会計指導課のホームページの次のアドレスを参照くださるか、同課にお電話ください。

（アドレス）<https://www.pref.tottori.lg.jp/296529.htm>

（電話）0857-26-7437

4 申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送または持参してください。

（郵送の場合で確実な配達を希望するときは、簡易書留などをご検討ください。）

鳥取県危機管理局消防防災課
〒680-8570
鳥取市東町一丁目271番地
電話 0857-26-7063

様式第1 (第2条)

鳥取県庁POS	¥22,000
 2 1 0 2 0 2 0 6 0 1 0 0 2	
手数料名:電気工事業登録手数料新規	
予算主務課:消防防災課	
電話番号:0857-26-7063	

※支払場所 (営業時間: 平日 9:00~17:00)

- ①鳥取県庁本庁舎 地下1階 売店
 - ②中部総合事務所 別館1階 倉吉食品衛生協会
 - ③西部総合事務所 本館3階 米子食品衛生協会
- 「控1」の印字があるレシートを裏面に貼り付け

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

登録電気工事業者登録申請書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所 〒

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

連絡先電話番号

電気工事業の業務の適正化に関する法律第3条第1項の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 営業所等

営業所の名称	所在の場所	電気工事の種類	主任電気工事士等の氏名	電気工事士免状の種類及び交付番号
		一般用電気工作物 自家用電気工作物		第 種電気工事士免状 第 号

(工種を○で囲むこと)

2 法人にあっては、その役員の氏名

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと
 - 3 電気工事の種類欄には、「一般用電気工作物」又は「自家用電気工作物」を記載すること
 - 4 主任電気工事士等の氏名欄には、その者が法第19条第2項に該当する場合にあっては*印を付すること
 - 5 自家用電気工作物に係る電気工事のみを行っている営業所については、主任電気工事士等の氏名欄及び電気工事士免状の種類及び交付番号欄には記載することを要しない。

〔添付書類〕

登 録 申 請 者 誓 約 書

年 月 日

鳥 取 県 知 事 様

住 所

名 称

私及び当社役員は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第6条第1項第1号から第5号に該当しない者であることを誓約します。

[添付書類]

主任電気工事士誓約書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

氏 名

私は、電気工事業の業務の適性化に関する法律第6条第1項第1号から第4号に該当しない者であることを誓約します。

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

[添付書類]

雇 用 証 明 書

年 月 日

鳥取県知事 様

登録申請者 住 所

氏名又は名称

法人にあっては
代表者の氏名

下記の者は、私（当社）の従業員であることを証明いたします。

記

主任電気工事士の氏名	
住 所	
生 年 月 日	年 月 日生
雇 用 年 月 日	年 月 日

※登録申請者が主任電気工事士を兼ねる場合には提出は不要です。

[添付書類]

主任電気工事士実務経験証明書

ふりがな			生年 月日	
氏名				
現住所	〒 (電話 :)			
電気 工事士 免状	交付年月日	年 月 日		
	交付番号等	第二種電気工事士 知事交付 第 号		
実務経験の期間及び内容				
所属部署及び役職名	期間	職務の内容		
通算期間	年 月			
当該電気工事士は、上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 年 月 日 所在地 〒 (電話 :) 事業者名 電気工事業に関する 知事 登録 ・ 届出 (いずれかを○で囲む) 登録又は届出番号 第 号 代表者 ⑩				

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
 - 2 登録申請者が従業員等の自らの事業所での実務経験を証明する場合は、代表者の押印は要しない。
 - 3 鳥取県知事以外の登録等を受けた事業者が証明する場合は、電気工事業に関する登録証などの写しを添付すること。

[添付書類]

電気工事士免状の写し

氏名欄の写しを貼付してください。

第一種電気工事士の方は、法定講習の受講記録欄を貼付してください。

※第一種電気工事士免状の交付を受けている方は、講習の受講履歴欄の写しも貼付してください。

[添付書類]

備付器具調書

器具名	製造年	製品番号	台数	製造業者名
①絶縁抵抗計				
②接地抵抗計				
③回路計であって抵抗 および交流電圧を測 定できる器具				
④低圧検電器				
⑤高圧検電器				
⑥継電器試験装置				
借入先				
⑦絶縁耐力試験装置				
借入先				

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。

※一般用電気工作物のみを取り扱う場合には、①～③までの機器が必要です。

※自家用電気工作物を取り扱う場合には、①～⑦までの機器が必要です。

※継電器試験装置及び絶縁耐力試験装置は、他業者等から借り入れることができます。この場合には、借入先を明記してください。